

事業系ごみの処理等に関するお問合せ先

事業系ごみの処理に関すること	名称	電話番号	所在地	備考
一般廃棄物に関すること	大阪府環境局第一般廃棄物処理部	6630-3271	利根野区豊島野路1-5-1 あへのルシアス	ホームページ http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/index.html
産業廃棄物に関すること	大阪府産業廃棄物処理部	6630-3265		
産業廃棄物の収集・運搬等に関すること	大阪府産業廃棄物処理部	6630-3284		

各種団体	電話番号	所在地	ホームページ
●事業系一般廃棄物の収集・運搬等に関すること			
一般社団法人 大阪府一般廃棄物処理処理協会	6648-5311	浪速区東船場2-14-27 大洲倉庫	http://www.osakidpk.or.jp
●産業廃棄物の処理に関する相談及びマニフェスト購入先			
社団法人 大阪府産業廃棄物協会	6943-4016	生野区西船場3-1-5 中央倉庫ビル5F	http://www.o-sansai.or.jp
●再生資源物(紙・びん・缶等)に関すること			
大阪リサイクル事業協同組合	6942-6780	中央区西船場1-4-3 大手町ビル40F	http://www.orbc.jp
協同組合 大阪府再生資源業界近代化協会	6191-6432	中央区西船場1-4-2 コンサイカン2F	http://www.pure.ne.jp/saisei/honbu.htm
大阪府再生資源事業協同組合	6351-6700	北区長瀬町4-10-16 総合商厦内	http://www.daielkyo.or.jp
●古紙の利用等に関すること			
財団法人古紙再生促進センター	03-3537-6822	足立区中央栄入5-10-9 (新町ビル4F)	http://www.prpc.or.jp

平成24年4月からの処理リサイクル料を改定しました。[事業系ごみの処理手数料を改定しました。]
 事業系ごみの処理リサイクル料を改定し、回収料と処理料を別々に算定する方式に変更しました。
 回収料は回収率に応じて変動し、処理料は処理量に応じて変動します。この変更により、回収率が高くなるほど回収料は低くなり、処理料は高くなるという仕組みです。
 主な改定内容 大阪府がごみを処分する手数料 改定前58円/10kg ▶ 改定後90円/10kg

3R (スリーアール) の取組みを推進してください

Reduce (発生抑制)

- 資源材料を削減・再利用
- 文房具、原料を再利用
- 用紙を両面印刷、ポータル
- 印刷を抑制
- 印刷物の廃棄を減らす

Reuse (再利用)

- 紙類やプラスチック類を再利用
- 古紙を再利用
- 古紙を再利用

Recycle (再生利用)

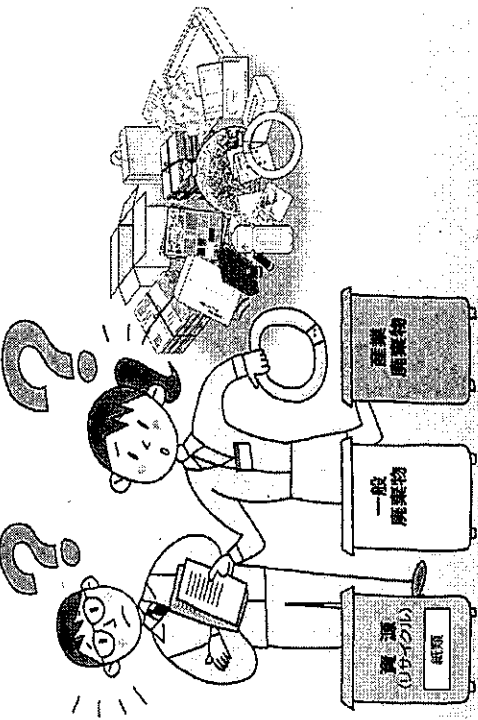
- 資源になるものは、リサイクル事業に回収してもらう
- 資源の回収率を高める
- 資源を再利用

〒545-8550 大阪府阿倍野区阿倍野1-5-1 あへのルシアス13階 電話6630-3271 電話6630-3581
 1500円

事業者の皆様へ

事業系ごみの 改訂版 分け方・出し方

平成25年10月から資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止します

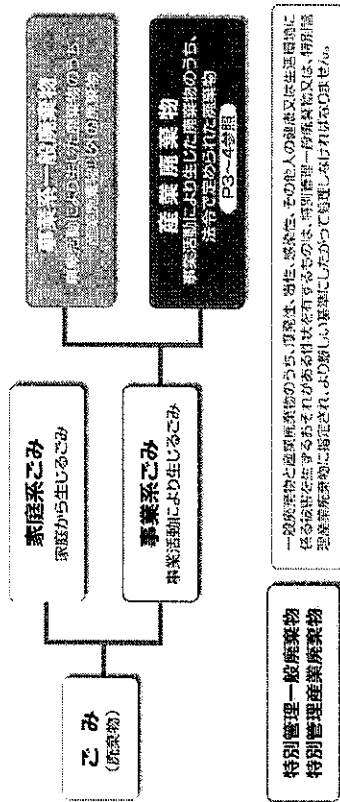


- P1 事業系ごみについて
- P2 排出事業者責任について
- P3 搬出区分と処理方法
- P4 搬出区分について
- P5 リサイクル/リサイクル以外の産業廃棄物の処理
- P6 資源化可能な紙類の処理
- P7 資源化可能な紙類について
- P8 リサイクル/リサイクル以外の紙類(雑紙)について
- P9 資源化可能な紙類の処理
- P10 資源化可能な紙類の処理

大阪府環境局

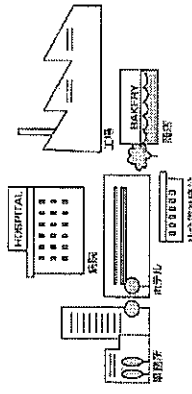
事業系ごみについて

ごみには、家庭から生じるごみ(家庭系ごみ)と事業活動により生じるごみ(事業系ごみ)があり、事業系ごみには、事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。



排出事業者責任について

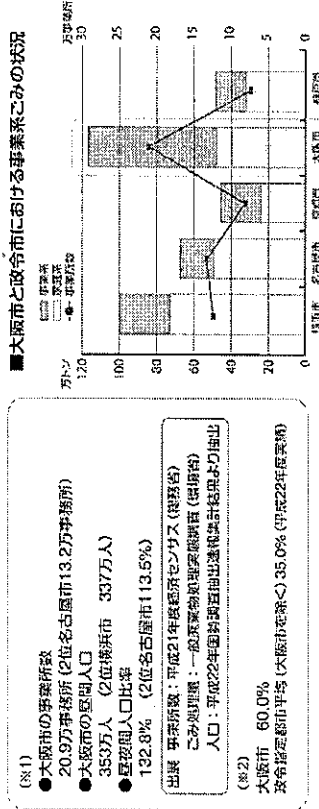
- 廃棄物処理法では「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。(廃棄物処理法(以下「法」といふ)第3条第1項)
- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければなりません。(法第3条第2項)
- 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければなりません。(法第3条第3項)



※「産業活動に伴う」とは、従来の事業活動の場から、それ以外に発生するものである。即ち、目的が業務に伴うものや不可避的に伴うものを指す。例として、従業員が食料店から仕入れる廃棄物(お弁当・お菓子等)は、目的が業務であるが、当該廃棄物の発生は、業務活動に伴って発生したものである。また、工場から排出されたものも同様である。

大阪市における事業系一般廃棄物の現状について

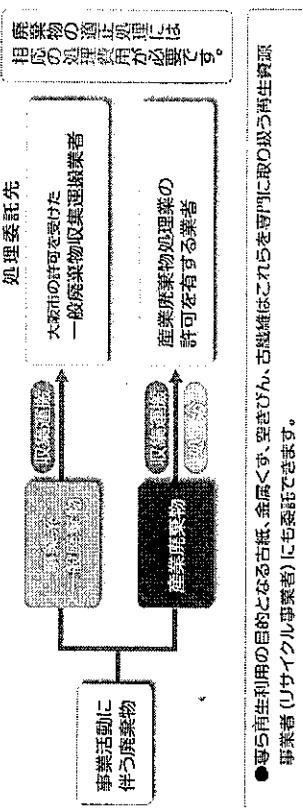
大阪市では、近年ごみ処理(焼却)量は減少していますが、大阪市の情勢として政令指定都市の中でも事業所数や雇用流入人口が最も多く(※1)、ごみ処理量に占める事業系ごみ(一般廃棄物)の割合が約6割に達しており、全国平均の約4割を大きく上回っています(※2)。事業系一般廃棄物の減量・リサイクルが大きな課題となっています。



適正区分・適正処理とは

適正区分
 事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正に区分し、それぞれを処理するまで適正に保管すること。

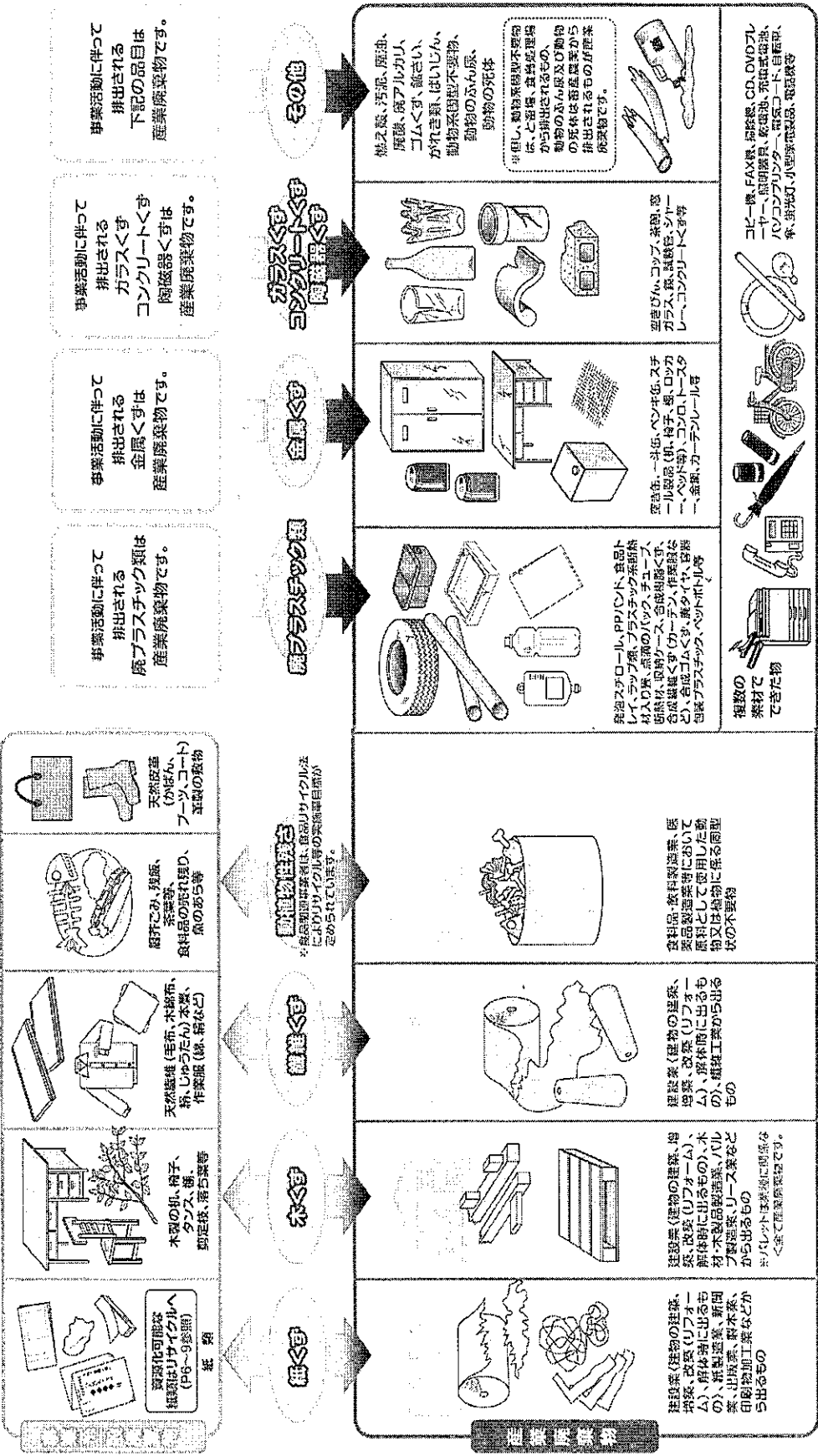
適正処理
 適正に区分された廃棄物(事業系一般廃棄物と産業廃棄物)を自ら処理するか、又は他人の廃棄物を処理できる業者に委託し適正に処理すること。



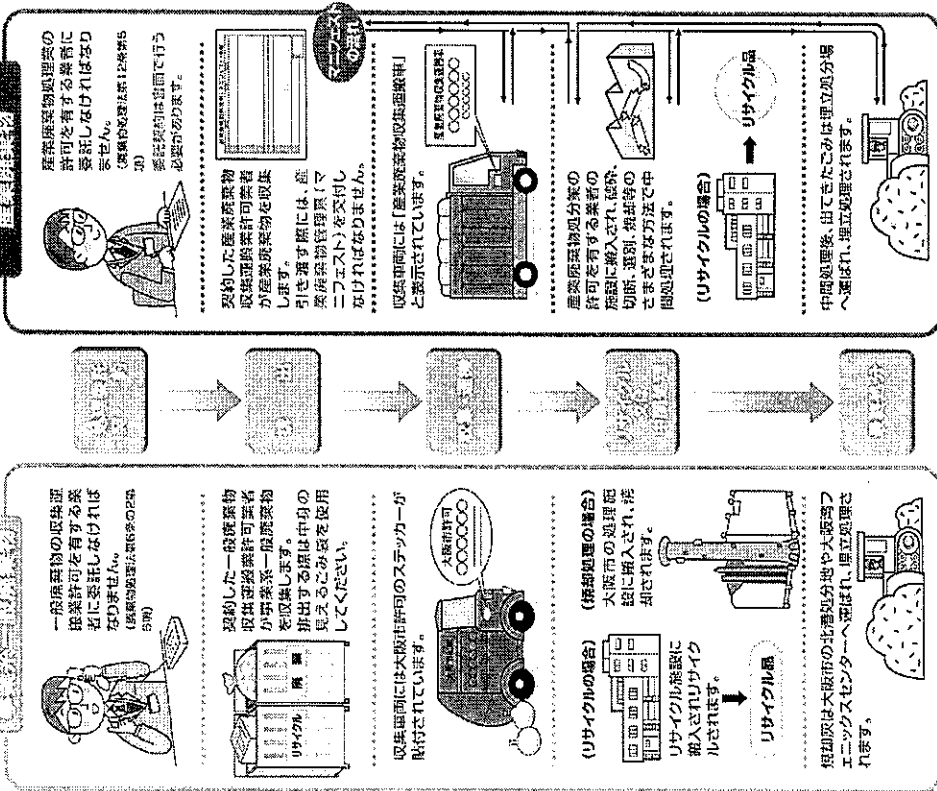
●専ら再生利用の目的となる古紙、金属くず、空きびん、古繊維はこれらを専門に取り扱う再生資源事業者(リサイクル事業者)にも委託できます。

適正区分について

発生抑制(リデュース)や再利用(リユース)の取組後に発生する事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に適正区分します。



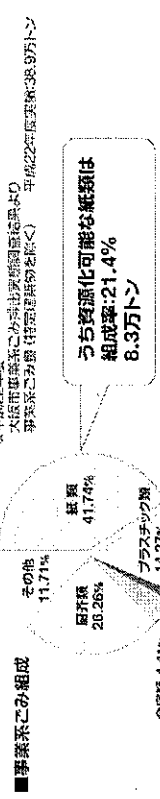
リサイクル又は廃棄処理を委託する場合の流れ



※ 本市の資源物の分別回収については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（資源物の分別回収）に基づき、資源物の分別回収業者の委託許可を有する業者にならなければならない。
 (資源物の分別回収業務に専ら従事し、かつ、分別回収業務に必要の設備を有するものに限られる。)

資源物の分別回収

現在、大阪市の焼却工場では処理される事業系ごみの約41.7%が「紙類」でそのうち資源化可能な紙類が約21.4% (8.3万トン) 含まれていると考えられます。
 このような状況から大阪市では平成28年10月1日から資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止し、事業者のリサイクルに向けた取組を促進します。
 「地球環境の保全」に「限りある天然資源の有効活用」といった観点から、積極的に紙ごみの減量とリサイクルに取り組ましましょう。



資源物の分別回収

処理方法

- ①許可業者へ回収を依頼しリサイクルする
- ②再生資源事業者(リサイクル事業者)へ回収を依頼しリサイクルする。
- ③自ら再生資源事業者(リサイクル事業者)へ持ち込む。

分別方法

分別区分の明示


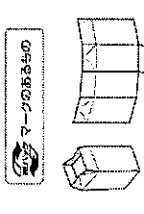
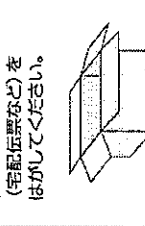


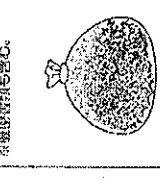

- 新聞
- 段ボール
- COA紙
- 雑誌
- シュレッダー紙
- その他の紙

社員、テナント会社に周知し分別排出

- 分別方法、回収方法、回収場所は許可業者又は再生資源事業者(リサイクル事業者)とよく相談してください。
- 分別方法を決定し、分別容器と設置場所を確保しましょう。
- 分別方法やリサイクルに向かない紙(P8参照)について、社員、テナント各社に周知徹底してください。

リサイクル

資源化(リサイクル)可能な紙

<p>①新聞 折込広告含む</p> 	<p>③紙パック マークのあるもの</p> 	<p>②段ボール 粘着テープ・カーボン紙 (宅配伝票など)を はがしてください。</p> 	<p>④OA紙 コピー用紙、 コンピュータ用紙 ※機密情報も含む。</p> 	<p>⑤雑誌 週刊誌、漫画本、専門誌、単行本、 カタログ、教科書、パンフレット、 辞典</p> 	<p>⑥シロレター紙 ※機密情報も含む。</p> 	<p>⑦その他の紙 包装紙、菓子や洋菓子の空箱、メモ用紙、ハガキ、封筒 (粘着剤が溶ける組み合わせを除いてください)、紙袋、名刺 ※機密情報も含む。</p> 
---	---	--	---	--	---	--

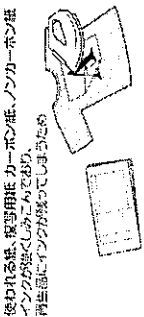


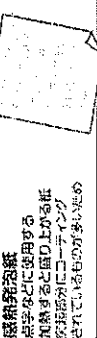
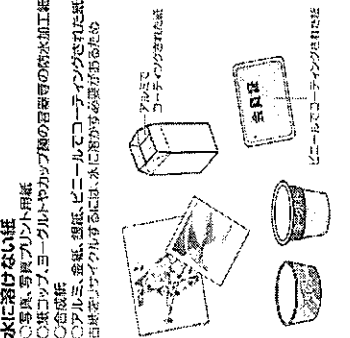
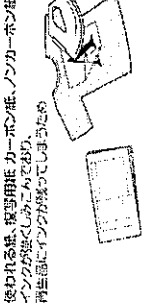
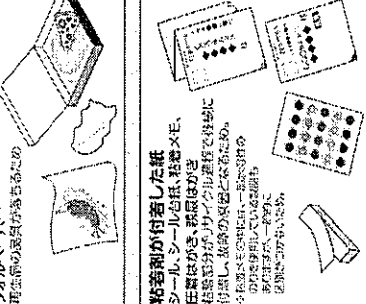
紙資源者が再生資源事業者(リサイクル事業者)へ委託しリサイクルしていただき、
本市の焼却工場へは搬入できません。(平成25年10月1日以降)

リサイクル可能な紙について

禁忌品とは「製紙原料にならない異物」のことです。古紙の再生の妨げとなりますので分別して処理してください。

紙

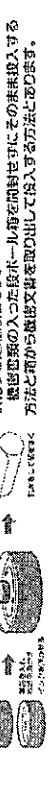
このマークがついていても、水に溶けない
等の理由から以下の紙はリサイクルできま
しんのでごみとして処理してください。

<p>塗料紙、アイロンプリント紙、昇華転写紙 粘着剤などを布地に付着してプリントする際に 使われる紙、複写用紙、カーボン紙、ノンカーボン紙 インクが強くしみこみため、再生時にインクが溶けてしまうため</p> 	<p>汚れた紙 油のついた紙、使い終わったティッシュペーパーや タオルペーパー 再生時の原料汚染のため</p> 	<p>においのついた紙 食品や緑豆の紙屑、石炭の包装紙、資材管など 再生時ににおいが残ってしまうため</p> 	<p>感熱発色紙 点字などに使用する 丸熱すると盛り上がる紙 印刷時にコーティング されているものが多くあるため</p> 	<p>水に溶けない紙 ○写真、写真プリント用紙 ○紙コップ、ヨーグルトやカヤップ類の包装紙の熱水加工紙 ○合成紙 ○アルミ、金紙、銅紙、ビニールでコーティングされた紙 ○地球をリサイクルする際、水に溶かす必要があるため</p> 
<p>粘着剤が付着した紙 シート、シール、封筒、封筒メモ、 伝票はがき、葉書はがき 粘着剤が強く付着しているため再生時に 付着し、紙屑の発生を招くため、 分別して回収する必要があります。 また、封筒は、封筒紙と封筒の 区別がつかないため、 区別して回収してください。</p> 	<p>紙以外の素材 粘着テープ類(ワアールの金具)、プラスチック製品、 ティッシュペーパーの裏面(ビニール)部分、 封筒封筒の裏面(リサイクル不可の裏紙がないもの)、 雑誌の付録(DVD等)、ビニール製の要紙等</p> 			

①お部屋の紙について
○段ボールは粘着テープ・カーボン紙(宅配伝票など)をはがしてください。
アルミでコーティングされた段ボールは禁忌品。
○レシートは必ず裏紙を黒く塗った段ボール紙(禁忌品)。
○光沢のある紙は、破れやすいため、事前にビニールが剥がれずからコーティング紙(禁忌品)。
○効果の高いリサイクルのために紙以外の素材は取り除いてください。

リサイクルの回収方法

機密書類であっても、機密を保持しながらリサイクルできる業者がありますので、処理できる再生資源事業者（リサイクル事業者）にお問い合わせください。



- 溶解（紙類）処理**
紙類を溶かして紙を引取り、繊維を切り刻んだり、大型シュレッダーを使用して紙を粉砕する方法です。繊維が混入するのを防ぐために、事前に紙類を分別する必要があります。
- 引取**
リサイクル業者が事業者から引き取った機密文書や、自社の処理施設または業務委託している他社の処理施設まで持ち帰り廃棄（処分）します。
- 持込**
事業者がリサイクル業者の処理施設へ機密文書を持ち込み、リサイクル業者が廃棄（処分）します。
- 出張**
出張回収車や大型シュレッダーを搭載したトラックが事業者の元へ出張して廃棄の目的で機密文書を持ち込みます。

機密文書の回収方法

※再生資源事業者（リサイクル事業者）によっては、溶解証明書などの証明書の発行が可能です。

- 回収品目（無料で持ち込めるもの）**
新聞、段ボール、雑誌、OA紙

- 持ち込む際のルール
- ・無料で引き取れる回収品目は「新聞紙」「段ボール」「雑誌」「OA紙」です。
- ・種類ごとに「ひと」で縛ってください。古紙以外は混ぜないでください。
- ・パソコン、CD-ROM、写真用紙、ビニール、カーボン紙など高品質な紙類は含まないようご注意ください。

機密書類、シュレッダー紙の再生資源事業者（リサイクル事業者）を環境局ホームページで紹介しています。古紙回収協力店も環境局ホームページで紹介しています。

大阪市ホームページでサイト内検索 再生資源事業者

機密文書における機密情報の保護

大阪市の焼却工場の焼却処理には、産業廃棄物（主に発泡スチロールやペットボトル等の廃プラスチック類）などの焼却処理（※）の焼却処理が認められていることから、これらの焼却処理を中止するため、焼却処理を実施しています。

焼却処理に際しては、事業者が自ら焼却処理を行うとともに、ごみを出した事業者に対し、大阪市から事業者が焼却処理施設まで搬送する費用が、個別に請求されています。※平成25年10月から焼却処理可能な種類についても、依頼の対象となりません。

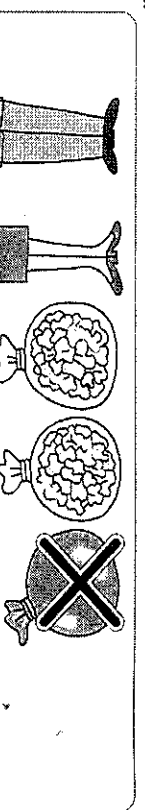


①不燃物の焼却処理の廃棄
②不燃物の焼却処理の廃棄
③不燃物の焼却処理の廃棄

①不燃物の焼却処理の廃棄
②不燃物の焼却処理の廃棄
③不燃物の焼却処理の廃棄

ごみの排出は中身の見えるごみ袋をお使いください

大阪市では、ごみの分別排出を促進し、ごみの減量・リサイクルをより一層推進するため、平成20年1月から排出指定制度を導入し、ごみを排出する際には「中身の見えるごみ袋（透明または半透明）」を使用してください。



※平成25年10月から焼却処理可能な種類についても、依頼の対象となりません。